

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

ローカルスマート交通構築事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道虻田郡ニセコ町

3 地域再生計画の区域

北海道虻田郡ニセコ町の全域

4 地域再生計画の目標

ニセコ町には年間約 170 万人（平成 27 年度）の観光客が来訪しており、長期滞在型の観光客も多いにも関わらず、宿泊先（ホテル、ペンション、コンドミニアム等）と、スキー場、温泉、飲食店、道の駅、JR 駅等を広域的につなぐ交通手段が脆弱であることが、毎年、多くの観光客を交通難民化させている。広域的に周遊しにくい結果、観光消費額単価を高めることによる地域経済循環の強化に生かせていない。

公共交通の脆弱さは、観光客だけでなく、町民生活にも影響を及ぼしている。デマンドバスを数台増加させるだけでは解決できるレベルを超えており、町全体の公共交通全体のあり方を見直す中で、解決策を練る必要が生じている。

また、観光客の温室効果ガスの排出抑制やごみ処理の費用をニセコ町が負担することで、町外に資金を流出させており、現状、環境モデル都市の推進と観光業の産業連関（相乗効果）はない。このことが、地方創生の投資的事業に必要な財源の確保、さらには地域の自立を困難にしている。

本事業は、地域住民や観光客のニーズに沿って町内の交通手段を最適化するものである。これにより、地域住民の定住環境の向上だけでなく、観光客の周遊性を向上させることで観光消費額単価を上げるとともに、観光客の増加が環境モデル都市を推進する好循環を起こすことで、地域経済循環を強化する。

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
自家用有償旅客運送の運転手数	2 人	10 人	20 人
ニセコビュープラザ直売会売上高	292.2 百万円	297.8 百万円	303.4 百万円
デマンドバス利用者数	19 千人	19.5 千人	20 千人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本事業は、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送（特に非営利団体による公共交通空白地有償運送）の導入に向けて、事業推進主体の自立に向けた隘路（同法に基づく営利目的の制限、公共交通空白地における事業採算性、担い手不足等）を打開する事業スキームを見出すものである。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

北海道虻田郡ニセコ町

② 事業の名称

ローカルスマート交通構築事業

③ 事業の内容

ア) 公共交通の課題及び対応方法（案）の整理

町内の交通手段（タクシー、ハイヤー、路線バス、デマンドバス、レンタカー、JR 在来線等）の運行状況等を一元的に集約した上で、乗客の目的や行先に合わせて最適化する方法を検討する。

現行の公共交通を最適化した上でなお町内の公共交通ニーズに対応できていない空白部分を明らかにした上、道路運送法に基づく公共交通空白地有償運送の導入を検討する。導入にあたっての課題及び対応方法（案）を、法令面、事業採算性、安全性、利便性、外国人対応等から、ロードマップとして整理する。

イ) 対応方法（案）の検証と事業スキームの形成

ア) の対応方法（案）の効果をモデル事業等によって検証した上で、法令面、事業採算性、安全性、利便性、外国人対応等の観点から、最適な事業スキームを見出す。事業スキームに対応した条例や運用規定等を取りまとめる。外国人対応は、観光業における外国語対応の強化（外国語案内の表示等）を併せて行う。

運送の対価の一部は、目的税として、町内の温室効果ガス排出抑制やごみ処理等の環境負荷の低減に向けた政策的投資、町内の環境保全活動

の見学・体験等の観光メニュー開発等に活用する。環境モデル都市として、環境保全における雇用創出、環境保全と観光業の産業連関（相乗効果）の強化、環境保全を介した観光地としてのブランド力のUP等の方法を見出す。

公共交通空白地有償運送にあたっては、予約・配車（マッチング）や支払い等を一元的に対応できるシステム（UBERの携帯電話アプリ等）を導入することで、予約・配車の効率化や稼働率の向上に活用する。

本事業の検討にあたり、公共交通関係者間の合意形成を図るための場（地域公共交通会議）を設置・運営する。

ウ) 事業推進主体の形成の支援

公共交通空白地有償運送の事業推進主体の形成にあたり、移住相談会への出展等により、町外からも働き手を確保するとともに、道路運送法等に基づく事業推進主体の要件を満たすためのスキルやノウハウの習得（第二種運転免許や運行管理者資格の取得等）を支援する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

道路運送法上の運賃（タクシー運賃の1/2）に加え、町民以外の乗客に対しては、道路運送法の規定とは別に目的税を上乗せして、温室効果ガス排出抑制やごみ処理等の環境負荷の低減に向けた政策的投資、環境保全活動の見学・体験等の観光メニュー開発、町内公共交通の振興等の財源に充当する。

【官民協働】

地域公共交通会議に、行政だけでなく各種民間事業者が参画し、公共交通空白地有償運送の事業推進主体となる非営利団体の自立を支援する。

【政策間連携】

公共交通の強化は、定住環境だけでなく、観光振興にも効果が期待できると同時に、事業推進主体の担い手確保は、移住・定住対策と一体的である。また、環境モデル都市の推進と観光振興を両立させ、連関（相乗効果）を高めることにより、地域経済循環を強化する。

【地域間連携】

特になし

【その他の先導性】

我が国は、道路運送法等の制約条件により、海外で導入されているようなライドシェアは認められていない。人口減少が進行していく中、公共交通機関が脆弱な地方が公共交通を維持する方法は、未だ見出されていない。

本町の公共交通の乗客には、地域住民だけでなく、外国人観光客を含む多くの観光客も見込まれる強みを生かして、公共交通が脆弱な地方においても事業採算性や継続性が成り立つ先行事例を目指す。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
自家用有償旅客運送の運転手数	2 人	10 人	20 人
ニセコビュープラザ直売会売上高	292.2 百万円	297.8 百万円	303.4 百万円
デマンドバス利用者数	19 千人	19.5 千人	20 千人

⑥ 評価の方法、時期及び体制

各年度において翌年 8 月までに、各 KPI の達成状況等を取りまとめ、ニセコ町自治創生協議会による検証を行う。

⑦ 交付対象事業に要する経費

①法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 69,800 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3 カ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

① デマンドバス運行補助事業

事業概要：道路運送法第4条による一般乗合自動車運送事業としてニセコバス株式会社が導入しているニセコ町内の公共交通機関（デマンドバス）の運行について、乗客の目的や行先等の観点から、デマンドバスと交付対象事業で導入する自家用有償旅客運送との役割分担を最適化する。

実施主体：北海道虻田郡ニセコ町

事業期間：平成28年度～平成30年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

ニセコ町自治創生協議会において、各 KPI の達成状況等から事業の効果を検証する。ニセコ町自治創生総合戦略全体のフォローアップ結果についても勘案した上、必要に応じて、事業の見直しを行う。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

各年度において翌年8月までに、各 KPI の達成状況等から事業の効果を検証する。

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
自家用有償旅客運送の運転手数	2人	10人	20人
ニセコビュープラザ直売会売上高	292.2百万円	297.8百万円	303.4百万円
デマンドバス利用者数	19千人	19.5千人	20千人

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

ニセコ町ホームページ及び広報紙に評価結果を掲載する。また、北海道新聞等メディアへの情報提供を行う。